

●香川県警察本部告示第7号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年7月1日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第7条、第10条関係）				別表第1（第7条、第10条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～7 略				1～7 略			
8 航空法（昭和27年法律第231号）	略			8 航空法（昭和27年法律第231号）	略		
	第79条ただし書	空港等以外の離着陸場所への離着陸の許可申請 （航空法施行規則第172条の2）	申請書		第79条ただし書	飛行場以外の離着陸場所への離着陸の許可申請 （航空法施行規則第172条の2）	飛行場外離着陸許可申請書
	略				略		
9～36 略				9～36 略			

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。